

発議第 6 号

2021 年度最低賃金改正等に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和 3 年 6 月 9 日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

2021 年度最低賃金改正等に関する意見書

2020 年度の最低賃金の改定において、北海道での引き上げは凍結された。そのため、北海道の最低賃金は 19 年度に改定された 861 円のままであり、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」で定められた「より早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」という目標と乖離している。

この間、労働組合などが全国的に行っている「最低生計費」の試算結果では全国どこでも時給 1,500 円以上に引き上げることが必要であると指摘されている。憲法第 25 条が定める「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するためにも、最低賃金の引き上げは急務である。

同時に、最低賃金を引き上げるために、中小・零細企業への支援策を強化することが必要である。内閣府経済社会総合研究所の研究成果では、最低賃金の引き上げが雇用の維持につながるという指摘がされているが、最低賃金の引き上げに対して、中小・零細企業から経営への負担から消極的な意見もあがっている。地域経済の中心的な担い手である中小・零細企業で最低賃金の引き上げを実現するためには、社会保険料の減免・軽減措置や適正価格による公正取引の確立など、中小・零細企業への支援策を強化することが必要である。

よって、政府においては、2021 年度の最低賃金の改正にあたって、早期に 1,000 円をめざすために大幅に引き上げること。そのためにも、社会保険料の減免など中小企業への支援を拡充することを求める。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 9 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

【提出先】

内閣総理大臣
厚生労働大臣